

健康福祉部

福祉環境委員会

【議案関係資料】

（当初予算関係）

2月19日提出

目 次

[当初予算関係]

<福祉政策課>

- ・令和8年度健康福祉部の主要施策 …… 3

<地域・家庭福祉課>

- ・「我が事・丸ごと」の地域づくり推進事業 …… 4
- ・次世代育成支援対策施設整備事業 …… 5
- ・こども虐待防止対策事業 …… 6
- ・家庭養護推進体制整備事業 …… 7
- ・こどもの未来応援地域ネットワーク形成支援事業 …… 8

<長寿社会課>

- ・元気で明るい長寿社会づくり事業 …… 9
- ・【新】豊かな長寿社会創造推進事業 …… 10
- ・老人福祉施設等環境整備事業 …… 11
- ・【新】外国人介護人材確保・定着促進事業 …… 12

<障害福祉課>

- ・障害者県地域生活支援事業 …… 13
- ・障害者差別解消推進事業 …… 14
- ・秋田県心身障害者コロニー整備事業 …… 15
- ・ひきこもり対策推進事業 …… 16

<健康づくり推進課>

- ・あきた健康習慣サポートプロジェクト …… 17
- ・健（検）診受診率向上総合対策事業 …… 18
- ・がん診療機能等強化事業 …… 19

<国保医療室>

- ・福祉医療費等助成事業 …… 20
- ・国民健康保険事業 …… 21

<保健・疾病対策課>

- ・心はればれ県民運動推進事業 …… 23
- ・妊娠・出産への健康づくり支援事業 …… 25
- ・難病等医療費助成事業 …… 27

<医務薬事課>

- ・周産期医療体制整備事業 …… 29
- ・医療保健福祉計画推進事業 …… 30
- ・救急医療対策事業 …… 32

<医療人材対策室>

- ・医師地域循環型キャリア形成支援システム推進事業 …… 33
- ・東北で育てる秋田の医師養成事業 …… 35
- ・看護職員確保対策事業 …… 36

[議案関係]

<障害福祉課>

- ・秋田県障害者介護給付費等不服審査会条例の一部を改正する条例案の概要について …… 37
- ・秋田県社会福祉事業団への県有財産の無償貸付けについて …… 38

<国保医療室>

- ・秋田県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例案の概要について …… 39
- ・秋田県国民健康保険条例の一部を改正する条例案の概要について …… 40

<医務薬事課>

- ・秋田県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料徴収条例の一部を改正する条例案の概要について …… 42

令和8年度 健康福祉部の主要施策

課題

- 医療・介護サービスの支え手となる生産年齢人口の減少
- がんや生活習慣病による死亡率の高止まり・メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の割合増加
- 地域住民が抱える課題の複雑・多様化



通いの場へのeスポーツの導入



里親支援センターTOMONY

<政策5:健康・医療・福祉>

施策1 持続可能な医療・介護サービス提供体制を構築する

医療提供体制の整備

- ・(新)新たな地域医療構想の策定
(新たな地域医療構想策定事業)
- ・(新)三次救急医療機関へのHCUの設置
(三次救急医療提供体制整備事業(債務負担行為))
- ・(新)救急医療受診についての夜間・休日相談窓口の設置
(救急医療電話相談事業)

医療人材の確保

- ・医師の確保・地域偏在の解消に向けた取組の促進
(東北で育てる秋田の医師養成事業等)
- ・看護職員の育成・確保に向けた取組の促進
(看護職員確保対策事業)

介護人材の確保

- ・(新)外国人介護人材の誘致・受入環境の整備・定着促進
(外国人介護人材確保・定着促進事業)

<政策1:未来づくり>

施策2 出会いから子育てまで希望がもてる社会を実現する

安心して出産できる環境づくり

- ・遠方の分娩取扱施設での出産等への支援
(妊娠・出産への健康づくり支援事業)
- ・院内助産や助産師外来の普及による医師から助産師等への
タスク・シフトシェアの推進 (周産期医療体制整備事業)

施策2 誰もが健康的に自分らしく暮らせる社会を実現する

健康づくりを促す環境の充実

- ・子ども健康会議の開催等による県民のヘルスリテラシーの向上
- ・(新)デジタル技術を活用した健康づくりの取組の促進
(あきた健康習慣サポートプロジェクト)
- ・(新)SNSを活用したプッシュ型の啓発によるがん検診受診の促進
(健(検)診受診率向上総合対策事業)

高齢者等の日常生活支援と介護予防の推進

- ・(新)高齢者等の通いの場等におけるeスポーツの導入の促進
(通い・つながる介護予防事業)

施策3 複雑・多様化する社会課題に対応できる相談・支援体制を整備する

- ・ヤングケアラーの周知や支援につなぐための実態把握と相談体制の強化
(ケアラー支援・普及啓発事業)
- ・ひきこもり支援に関するポータルサイトの構築・運用
(ひきこもり対策推進事業)
- ・秋田大学発のベンチャー等への支援を通じた「民・学・官・報」の連携による
自殺対策の強化
(心はればれ県民運動推進事業)
- ・里親支援センターによる里親等への包括的な支援
(里親支援センター事業)
- ・生活困窮世帯のこどもの健全育成に向けた環境整備
(生活困窮世帯のこどもに対する学習・生活支援事業)

予算額 53,379千円 (国 3,038 県 6,080 市 44,261) [地域医療介護総合確保基金]

1 事業目的

地域共生社会の実現を見据え、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、市町村における包括的支援体制の円滑な構築を支援する。

2 事業内容

(1) 地域福祉支援計画推進事業 71千円
地域福祉支援計画専門分科会の開催

(2) 地域共生社会実現のための体制整備事業 4,051千円

(一部を秋田県社会福祉協議会へ委託)

- ①市町村に対する研修会及び事例検討会の開催
- ②アドバイザーの派遣 (5市町村)
- ③巡回相談の実施 (10市町村)
- ④一般県民等向け地域共生社会フォーラムの開催

(3) 重層的支援体制整備事業交付金 43,177千円

- ①補助対象：9市1町1村
- ②対象経費：市町村の実施する重層的支援体制整備事業のうち多機関協働事業等の事業費
- ③補助率：国1/2、県1/4、市町村1/4
(事業開始から5年経過：
国1/3、県1/3、市町村1/3)

(4) ケアラー支援・普及啓発事業 6,080千円
ヤングケアラーを含む家族介護者等が相談しやすい環境づくりに向け、普及啓発を推進するとともに、相談援助従事者研修、相談窓口の運営等により支援体制整備を進める。(一部をNPO法人秋田県介護支援専門員協会へ委託)

- ①普及啓発セミナーの開催
- ②相談援助従事者研修の開催
- ③SNS相談窓口の運営
- ④リアルトークルームの開催
- ⑤普及啓発漫画の配布
- ⑥連絡協議会の開催
- ⑦ヤングケアラー実態調査(高校生世代)の実施

予算額 428,424千円 (国 285,616 債 114,200 ー 28,608)

1 事業目的

国の次世代育成支援対策施設整備交付金を活用し、児童福祉施設等の新設、改造、拡張等の整備を実施する社会福祉法人等に対して支援する。

2 実施主体 社会福祉法人等

3 事業内容

母子生活支援施設の老朽化による本体施設の改築等に要する費用を助成する。

- ・補助先 社会福祉法人大館感恩講
- ・対象施設 母子生活支援施設
白百合ホーム（大館市）
- ・補助対象 令和7年度（整備割合 9%）
 本体施設整備 1施設
 令和8年度（整備割合86%）
 本体施設整備 1施設
 令和9年度（整備割合 5%）
 既存施設解体 1施設
- ・対象経費 総事業費 761,135千円
- ・補助額 令和7年度 44,835千円
 令和8年度 428,424千円
 令和9年度 24,907千円
 総 額 498,166千円
- ・補助率 国1／2、県1／4 以内

整備概要

整備時期：令和7年度～令和9年度
施設数：1棟（鉄筋コンクリート3階建）
定員：20世帯
施設概要：居室（20室）、事務室、子育て短期
 利用居室、集会室 ほか
所在地：大館市

参考：当初の整備計画からの変更点

当初の計画では、令和7年度の整備割合を80%、令和8年度を20%の2か年事業として予定していたが、入札の不調により工期が後ろ倒しとなったため、次のとおり当初の計画を変更

	【変更前】	【変更後】
	補助額(整備割合)	補助額(整備割合)
令和7年度	398,533千円(80%)	44,835千円(9%)
令和8年度	99,633千円(20%)	428,424千円(86%)
令和9年度	－千円	24,907千円(5%)
総 額	498,166千円	498,166千円

※補助額等については、国協議の内容

予算額 47,586千円 (国 21,268 人 2,307 諸 34 一 23,977)

<p>1 事業目的 児童の健やかな育成を図るため、市町村や関係機関と連携し、虐待の防止や早期発見・対応のための取組を行う。</p> <p>2 実施主体 県</p> <p>3 事業内容</p> <p>(1) 児童虐待防止関係機関連絡会議 265千円</p> <p>(2) 虐待事案検証委員会の設置 196千円</p> <p>(3) 虐待対応推進事業 17,042千円 ①北・南児童相談所に相談対応支援員を配置 ②児童や保護者からのSNS相談に対応</p> <p>(4) 虐待防止啓発事業 1,213千円 ①児童虐待防止推進月間に併せた啓発イベントを開催 ②チラシ及び啓発グッズの作成</p> <p>(5) こどもの権利擁護事業 4,452千円 ①いじめ等こどもの権利侵害に関する申立があった際、秋田県子どもの権利擁護委員会を開催 ②一時保護所や児童養護施設等に入所しているこどもの意見表明に対する支援を実施 ③こどもが申立した際、秋田県社会福祉審議会家庭福祉部会を開催</p>	<p>(6) 児童相談所等体制強化事業 24,418千円 ①児童福祉司等の研修を実施 ②一時保護所の管理者及び指導職員が研修を受講 ③一時保護所の第三者評価を実施 ④こども家庭センターの統括支援員に対する研修を実施 ⑤児童家庭支援センターの運営業務を委託</p>
--	--

予算額 79,173千円 (国 39,054 〇 40,119)

1 事業目的

里親委託を一層推進するため、里親支援センターを中心に、里親登録から委託解除後児童の社会的自立までを一貫して支援する。

2 事業内容

(1) 里親委託推進事業

2,706千円

- ①里親会が実施する事業への支援
里親制度の普及啓発や、ふれあい交流会の開催等の取組に対し助成する。
- ②専門里親研修実施への支援
専門里親認定・更新のための義務研修実施を委託し、受講者の研修受講経費を負担する。
- ③里親賠償責任保険等
委託児童の行為により生じる賠償責任保険の保険料及び委託解除児童の身元保証に係る保険料を助成する。

(2) ファミリーホーム支援事業

17,731千円

- ①養育補助者の雇用
ファミリーホームにおける養育を充実させるため、職員定数を超えて養育補助者を雇用する場合に必要な費用を助成する。
- ②ファミリーホームの改修
ファミリーホームでの養育環境を整備するため、ファミリーホームに供する建物の改修に必要な費用を助成する。

(3) 未成年後見人支援事業

759千円

措置された児童の未成年後見人の確保を図るため、後見人が必要とする報酬や損害賠償保険加入費用の全部又は一部を助成する。

(4) 里親支援センター事業

57,977千円

里親支援を充実させるため、里親支援センターの運営を委託する。

【センターの必須業務】

- ①里親制度の啓発やリクルート
- ②研修・トレーニング
- ③里親と里子のマッチング
- ④委託中の里親・里子へのフォロー
- ⑤未委託里親のフォロー
- ⑥委託された里子の自立支援

【人員体制】

令和7年度

- ・センター長 1名
- ・リクルーター 1名
- ・トレーナー 1名
- ・里親等支援員 2名

合計 5名

令和8年度

- ・センター長 1名
- ・リクルーター 1名
- ・トレーナー 1名
- ・里親等支援員 3名
- ・心理担当職員 1名

合計 7名

予算額 13,367千円 (国 5,305 〇 8,062)

1 事業目的

地域や社会全体で貧困を解消し、貧困の連鎖を断ち切るという認識のもと、こどもの現在と将来が、生まれ育った環境によって左右されることなく、心身ともに健やかに成長することができる地域社会の形成を目指し、こどもの貧困解消対策の推進を図る。

2 事業内容

(1) 生活困窮世帯のこどもに対する学習・生活支援事業 6,779千円

基礎学力向上を図るため、学習支援、進路相談及び日常生活習慣への助言等を一体的に実施

対 象 県福祉事務所の所管する町村の中
学生及び高校生世代
実施形態 集合型またはオンライン型
委 託 先 社会福祉協議会、学習塾実施事業者等

(2) こどもの未来応援居場所づくり等支援事業 6,491千円

①コーディネーターの配置(1名) 5,591千円
こども支援を行おうとする団体等への情報提供・助言・立ち上げに向けた伴走的支援や、団体等の活動に賛同する企業の開拓、支援者とのマッチングの実施

委託先 秋田県社会福祉協議会

②こどもの居場所・生活支援事業立ち上げに対する補助事業 900千円
こどもの居場所づくり・生活支援事業を新たに行う民間支援団体の立ち上げに要する経費の一部を補助

補助率 3 / 4 (上限300千円)

(3) こども支援ネットワーク形成に関する市町村担当者等研修事業 97千円

市町村が行うこどもの貧困解消対策を促進するため、市町村職員を対象とした研修を実施

研修内容 市町村及び民間支援団体による取組の先進事例の発表、国の制度や補助事業等の情報共有等

予算額 13,777千円（国 5,777 県 8,000）

1 事業目的

市町村による介護予防の取組の充実・強化を図るため、高齢者の「通いの場」におけるeスポーツの導入を促進する。

2 実施主体 県

3 事業内容

地域の通いの場へeスポーツを活用した介護予防プログラムを導入し、新たな介護予防の事業モデルを確立するため、市町村への伴走支援等を行う。

委託先：（福）秋田県社会福祉協議会

委託内容：

- ・ 秋田大学と連携した予防プログラムの開発
- ・ 市町村社協や地域包括支援センターの職員、生活支援コーディネーター等を対象とした研修の実施
- ・ 通いの場での実践に伴う伴走支援
- ・ 実証結果の分析及び予防プログラムの改善

【事業計画概要】

実施箇所：

- ・ 3市町村をモデル市町村として選定
- ・ 1市町村あたり3地区程度を想定

対象者：

- ・ プログラム普及員
市町村社協や地域包括支援センター職員等
約50名
(1市町村から2名ずつを想定)
- ・ 通いの場に参加する高齢者 約90名
(3市町村×3地区×1地区あたり10名程度を想定)

※令和9年度以降、他の市町村への横展開を図る。



通いの場でのeスポーツ体験会の様子

予算額 7,231千円 (⊖ 7,231)

1 事業目的

一層の高齢化が進行する本県において、テクノロジーの力を十分に引き出し、超高齢社会を巡る課題やニーズへの対応を図るため、将来を見据えた取組を推進する。

2 実施主体 県

3 事業内容

(1) 豊かな長寿社会創造調査研究事業

4,481千円

県内外の企業動向・技術シーズ等のリサーチを行うとともに、高齢化に伴う課題解決等につなげるための方針を策定する。

委託先：企画コンペにて選定

委託料：4,000千円

事務費：481千円

(2) 豊かな長寿社会創造カンファレンス開催事業

2,750千円

調査研究事業の成果を踏まえた取り組み方針を県内外に示し、幅広い関係者の参画を図るため、シンポジウムを開催する。

委託先：企画コンペにて選定

開催時期：令和8年秋

委託料：2,750千円

【将来的な実用化のイメージ】

- ・高齢者の話し相手になりながら、健康状態や認知機能を把握し支援組織につなげるコミュニケーションロボットの開発・実装
- ・高齢者の消費生活や財産管理における意思決定をAIで支援する機器の開発・実装
- ・高齢者の認知症予防に資するeスポーツの普及

※介護テクノロジーや医療機器に止まらず、高齢者や家族の課題やニーズに対応するテクノロジーを幅広く対象とする。

予算額 188,020千円 (債 175,400 ー 12,620)

1 事業目的

施設系介護サービスの適切な提供等を確保するため、特別養護老人ホームをはじめとした老人福祉施設の整備を支援する。

2 事業内容

(1) 特別養護老人ホーム東恵園 135,048千円

補助対象：(福) 花輪ふくし会

建設地：鹿角市花輪字古館

定員：60人(従来型)

整備概要：2か年計画による現地建て替え。

令和7年度補助額(交付決定済)	57,888千円
令和8年度補助額	135,048千円

(2) 特別養護老人ホーム長寿園(仮称)

52,972千円

補助対象：(福) しらかみ長寿会

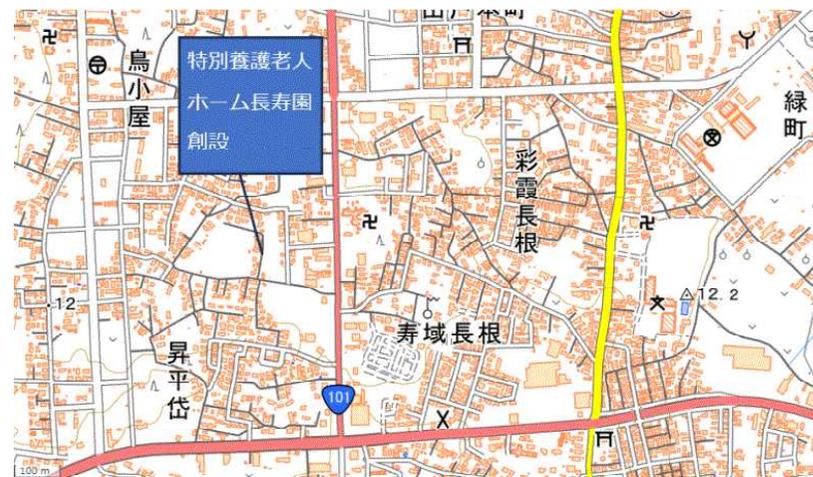
建設地：能代市字鳥小屋

定員：60人(従来型)(短期入所併設8床)

整備概要：2か年計画による移転・新築。

令和8年度補助額	52,972千円
令和9年度補助額	112,568千円

【位置図】



予算額 6,068千円 (Ⓐ 6,068) [地域医療介護総合確保基金]

1 事業目的

介護分野への外国人材の受入れ拡大を図ることにより、介護サービスの安定的・持続的な提供を確保する。

2 実施主体 介護サービス事業者、県

3 事業内容

(1) 外国人介護従事者受入環境整備事業

4,640千円

介護サービス事業者が実施する外国人介護人材の受入れ環境の整備に係る経費の一部を助成する。

補助対象：

外国人介護人材受入れ事業者

対象経費：

- ・コミュニケーション支援
日本語学習や多言語翻訳機の導入等
- ・資格取得支援
介護福祉士資格取得に向けた学習等
- ・生活支援
冷暖房機器の設置、自転車の購入等
- ・定着促進
地域の催事への参加等

補助率：2／3

(2) 外国人介護人材定着支援事業

1,428千円

外国人介護人材の定着と地域との共生に向け、県内の外国人材と地域の関係者とのネットワークを構築する。

実施内容：

県内3か所（県北・県央・県南）において、対面での交流会を開催

対象者：

外国人介護人材、受入施設職員、市町村職員、地域の日本語教室関係者、まちづくり・国際交流関係者等

【参考：令和7年度2月補正予算】

外国人介護人材誘致促進事業

5,225千円

外国人材の受入れを予定する、又は拡大する事業者に対し、海外の送り出し機関との協議などの現地活動に要する経費を支援するほか、本県での仕事と暮らしの魅力を多言語で発信する動画を制作する。

予算額 136,783千円 (国 51,664 諸 135 一 84,984)

<p>1 事業目的 障害者総合支援法に基づき、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を実施し、障害の有無にかかわらず安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図る。</p> <p>2 実施主体 県</p> <p>3 事業内容</p> <p>(1) 障害者就業・生活支援センター事業 37,696千円 委託先 (福)大館圏域ふくし会 ほか 内 容 就業や日常・社会生活で支援を必要とする障害者に対する指導・助言等</p> <p>(2) 障害者社会参加促進事業(身体) 69,885千円 委託先 (福)秋田県身体障害者福祉協会 ほか 内 容 手話通訳員の設置、身体障害者の自立支援に係る事業、視覚障害者に対する地域生活支援等</p> <p>(3) 精神障害者地域移行・地域生活支援事業 4,847千円 委託先 (特)秋田県精神保健福祉会連合会 ほか 内 容 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に資する取組の推進、精神科病院の入院者に対して生活相談・情報提供等を行う訪問支援員の養成研修・派遣の実施</p> <p>(4) 高次脳機能障害相談支援事業 3,145千円 委託先 (地独)秋田県立病院機構 内 容 高次脳機能障害者に対する専門的な相談支援や障害福祉サービス事業所の高次脳機能障害支援者を対象とした研修の実施</p>	<p>(5) 障害者総合支援法研修等事業 12,169千円 委託先 (福)秋田県身体障害者福祉協会 ほか 内 容 サービス管理責任者、強度行動障害支援者等の養成研修、意思決定支援研修等の各種研修の実施、同行援護従事者養成研修の受講費用の補助</p> <p>(6) 障害者総合支援法協議会等開催事業 306千円 内 容 不服審査会及び障がい者総合支援協議会の開催</p> <p>(7) 広域的な支援事業 263千円 内 容 地域自立支援協議会等に対する支援、相談支援業務に係る人材育成等の実施</p> <p>(8) 障害者虐待防止対策支援事業 1,201千円 内 容 障害福祉施設従事者や市町村の障害者虐待防止担当職員等に対する研修の実施等</p> <p>(9) 発達障害支援対策事業 2,574千円 委託先 (地独)秋田県立療育機構 内 容 発達障害児者及びその家族、支援者を対象とした、障害特性に関する研修等</p> <p>(10) 障害者総合支援法指定事業所管理システム改修事業 3,850千円 委託先 ニッセイ情報テクノロジー(株) 内 容 令和9年度報酬改定に向けた障害者総合支援法指定事業所管理システム改修</p> <p>(11) 障害児施設入所給付費受給者管理システム改修事業 847千円 委託先 (株)フィデア情報総研 内 容 令和9年度報酬改定に向けた障害児施設入所給付費受給者管理システム改修</p>
---	--

予算額 14,836千円 (国 5,722 諸 827 〇 8,287)

1 事業目的

障害を理由とする差別の解消の推進及び共生社会の実現を図るため、県民・事業者及び障害者団体と連携し障害者への理解及び社会参加を促進する。

2 実施主体 県

3 事業内容

(1) 障害者差別解消推進事業 3,721千円

①紛争解決機関（秋田県障害者差別解消調整委員会）の設置

②職員向け研修会の開催
・相談対応職員の資質向上及び行政職員の理解促進を目的に研修会を開催

③専門相談機関の設置
相談窓口 月～金（弁護士相談 隔月1回）
委託先 （福）秋田県身体障害者福祉協会

(2) 障害者理解促進事業 2,480千円

①普及啓発事業
・各種媒体による啓発、条例及び相談窓口の周知
・障害理解促進のためのハンドブックを作成、配布

②障害者理解促進事業
・小中学校等に障害者を講師として派遣し、障害疑似体験等を行うことで、障害者の暮らしの理解を促進

(3) 障害者社会参加等促進事業 8,635千円

- ①研修等開催事業
・障害者サポーターの養成
・事業者に対する研修会の開催
- ②ヘルプマーク・ヘルプカード普及推進事業
・ヘルプマーク等の活用促進と県民等への啓発
- ③知的障害者地域活動支援事業
・知的障害者本人が企画立案した地域住民との交流活動を支援
- ④障害者交流促進事業
・障害者の社会参加及び相互交流の促進のためのレクリエーション活動を支援
- ⑤秋田県障害者芸術文化活動支援センター事業
・障害者の文化芸術活動に係る相談窓口の設置
・「心いきいき芸術・文化祭」の開催

〈ヘルプマーク〉



〈秋田県障害者芸術展〉



予算額 142,534千円 (⊖ 142,534)

1 事業目的

心身障害者コロニーは、障害者が自立した生活を営むために昭和46年に県が設置し、平成4年から平成11年にかけて全面改築を行ったが、設備の老朽化が進んでいることから、利用者に対して安定的で継続的な障害福祉サービスを提供するために、必要な修繕を実施する。

2 実施主体 県

3 事業内容

(1) 埋設ケーブル更新工事 79,102千円

施設内に埋設されている各居住棟等へ電気を供給する高圧ケーブルが老朽化しているため更新を行う。

令和7年度に実施設計を行い、令和8年度に工事を行う。

- ・工事請負費 78,705千円
- ・委託費 397千円

(2) 银杏園・診療所給湯配管附属設備更新工事 27,147千円

給湯用の配管が腐食し、水漏れが多発しているため更新を行う。

令和7年度に実施設計を行い、令和8年度に工事を行う。

- ・工事請負費 26,895千円
- ・委託費 252千円

(3) 給食センター空調改修工事 29,008千円

令和5年6月に冷房設備2基のうち1基が故障し、令和6年度改修工事を行った。令和6年5月にもう1基が故障したため、追加の改修工事を行う。

令和7年度に実施設計を行い、令和8年度に工事を行う。

- ・工事請負費 28,853千円
- ・委託費 155千円

(4) 自動火災報知器・火災通報装置更新工事 7,277千円

各居住棟等に設置されている自動火災報知器・火災通報装置が老朽化しているため、更新を行う。

令和8年度は実施設計を行い、令和9年度に工事を行う。

- ・設計業務委託 7,277千円 (今回要求)
- ・工事請負費 72,765千円 (令和9年度予算で要求予定)

<埋設高圧ケーブル>



<熱により湾曲した給湯配管>



予算額 16,747千円 (国 8,857 諸 63 〇 7,827)

1 事業目的

ひきこもり相談支援センターを設置し、ひきこもり状態にある本人や家族等に対する相談支援や関係機関の連携強化、支援人材の育成等を行い、ひきこもり状態の解消に向けた支援を行う。

2 実施主体 県

3 事業内容

(1) ひきこもり相談支援センター運営事業

13,497千円

ひきこもり支援コーディネーターを配置し、相談支援、連絡協議会の開催、支援者研修会等を実施

(2) 社会とのつながり支援（職親）事業 1,077千円

当事者と職親とのマッチング、職親の協力による当事者への社会参加の機会の提供

(3) ひきこもり地域支援事業 249千円

- ・市町村職員向け研修の実施
- ・県民向け公開講座の実施

(4) ひきこもり理解促進・調査事業 1,344千円

ひきこもりの居場所等を訪問し、支援ニーズに関する面接調査を実施

(5) ひきこもり支援団体等ネットワーク運用事業

580千円

市町村や民間団体等の支援に関する情報を一元的に発信できるポータルサイトの構築・運用

(参考)

ひきこもり理解促進・調査事業

(1) ウェブ及び紙面調査

調査期間：令和7年9月20日～12月31日

調査方法：ウェブまたは紙面回答のいずれか

回答数：804件

(ウェブ678件、紙面126件)

当事者数：148名

<主な回答（当事者）>

表1 支援等の情報を受け取りやすい方法（複数回答）N=148

	チラシ	身近な人	テレビ等	広報紙	ウェブ
人数	73人	47人	56人	77人	96人
割合	49%	32%	38%	52%	65%

表2 相談しやすいと感じる方法・形態（複数回答）N=148

	電話	メール	SNS	対面
人数	55人	79人	60人	95人
割合	37%	53%	41%	64%

(2) ひきこもり経験者に対する面接調査

調査期間：令和7年8月8日～（継続中）

調査方法：ひきこもりの居場所等を訪問した面接調査

面接者数：20名（令和8年1月30日現在）

予算額 17,683千円 (⊕ 1,412 ⊖ 16,271) [地域医療介護総合確保基金]

1 事業目的

健康づくりを身近に感じ、無理なく、楽しく取り組める環境を充実させ、県民の健康づくりをサポートすることで、健康寿命の更なる延伸を図る。

2 実施主体

県、市町村、秋田県健康づくり県民運動推進協議会

3 事業内容

(1) 「あきた健康宣言！」推進事業 5,329千円

① 「あきた健康宣言！」周知事業

テレビ・ラジオ、新聞等を活用した情報発信

② 秋田県健康づくり推進体制整備事業

「秋田県健康づくり県民運動推進協議会」総会の開催や、ウェブサイト、SNSを活用した協議会会員の取組情報等の発信

(2) 健康経営普及事業 154千円

秋田県版健康経営優良法人の優れた取組の紹介等による健康経営の普及促進

(3) ㊦ あきた食と健康の環プロジェクト事業

3,426千円

産官民学で県民の栄養課題を共有し、それぞれの主体的な取組を促進することにより、自然に健康になれる食環境を整備

- ・「あきた食と健康の環プロジェクト会議」準備会の開催
- ・事業者での減塩の取組に関する実態調査
- ・秋田県版「健康的で持続可能な食環境戦略イニシアチブ」に関する勉強会の開催 等

(4) アルコール健康障害対策推進事業 838千円
第3期秋田県アルコール健康障害対策推進計画の策定に向けた検討及びアルコール健康障害の予防に関する普及啓発等を実施

(5) フレイル予防啓発事業 1,412千円
・健康づくり地域マスターの養成研修の開催
・市町村職員等のフレイル予防に携わる人材の資質向上を目的とした研修の開催
・食生活に関する出前講座の実施

(6) こども健康会議推進プロジェクト 5,524千円
こどもを中心としたヘルスリテラシーの向上を図るため、こどもと親と一緒に健康づくりについて考え、実践するこども健康会議を開催

(7) ㊦健康づくりにおけるデジタル活用推進事業 1,000千円
市町村の健康増進事業や県民の健康づくりにおけるデジタル活用を促進するため、アプリ等の活用効果に関するデータの収集・分析を実施

(参考)
こども健康会議



予算額 18,128千円 (国 3,030 〇 15,098)

1 事業目的

受診しやすい環境の整備や、受診促進に向けた情報発信・啓発の強化により、健(検)診受診率の向上を図る。

2 実施主体 県、市町村

3 事業内容

(1) 胃がん検診助成事業 5,540千円

罹患率の上昇する年齢層を対象とした、自己負担額の無料化又は軽減のための経費助成

- ・補助先 市町村
- ・対象年齢 50, 52, 54, 56, 58歳
- ・補助基準額 2,000円
- ・補助率 10/10

(2) がん検診受診率向上推進事業 4,240千円

罹患率の上昇する年齢層を対象とした、自己負担額の軽減のための経費助成

- ・補助先 市町村
- ・補助率 1/2
- ・補助基準額等

	対象年齢	補助基準額
大腸がん	50～54歳	500円
肺がん	60～64歳	500円
子宮頸がん	30～34歳	1,700円
乳がん	40～44歳	1,500円

- ・補助要件 コール・リコールによる受診勧奨

(3) 若年女性のためのがん検診受診促進事業

2,288千円

20歳代女性の子宮頸がん検診における、受診促進及び習慣化を目的とした、自己負担額の軽減のための経費助成

- ・補助先 市町村
- ・対象年齢 22, 24, 26, 28歳
- ・補助基準額 1,700円
- ・補助率 10/10

※20歳は、国の無料クーポン券制度あり

(4) ㊦受けて安心！がん検診受診促進事業

6,060千円

① SNSを活用した受診勧奨 4,140千円
働き盛り世代等の受診意識を喚起するため、デジタルツールを活用したがん検診の必要性等の情報発信

② 県広報紙による受診勧奨 1,659千円
全世代を対象とした、健(検)診受診の習慣化に向けた普及啓発

③ がん対策推進企業等連携協定締結企業による受診呼びかけ 261千円

予算額 118,285千円 (国 47,892 人 22,500 ー 47,893) [地域医療介護総合確保基金]

1 事業目的

がん診療連携拠点病院等を中心としたがん医療の質の向上等を図るため、がん診療連携拠点病院等の医療提供体制の強化及び緩和ケアチーム従事者の育成を行う。

2 実施主体 国、県、がん拠点病院等

3 事業内容

(1) がん診療機能等強化事業 116,000千円

①がん診療機能等強化事業費補助金 93,500千円

地域がん診療連携拠点病院等の診療機能等の強化に要する経費への補助

・補助基準額 1病院当たり8,500千円

・補助率 10/10
(国1/2、県1/2)

・対象経費 医療従事者研修、患者の相談支援等

②緩和医療機能強化事業費補助金 7,500千円

がん拠点病院等に派遣する緩和医療に関する指導・助言等を行う専門医の配置に要する経費への補助

・補助対象 秋田大学医学部附属病院

・補助率 10/10

③がんゲノム医療機能強化事業費補助金

15,000千円

がん拠点病院等に派遣するがんゲノム医療に関する指導・助言等を行う専門医の配置に要する経費への補助

・補助対象 秋田大学医学部附属病院

・補助率 10/10

(2) 緩和ケア推進事業 800千円

医師・看護師・介護職員等を対象とした緩和ケア病棟等における実地研修の開催

・委託先 秋田県緩和ケア研究会

(3) 第4期秋田県がん対策推進計画中間評価に係る調査事業 1,485千円

医療従事者及びがん患者への実態調査経費

・委託先 がん診療連携拠点病院等12病院

予算額 4,427,974千円 (⊖ 4,427,974)

1 事業目的

乳幼児及び小中高生、ひとり親家庭の児童、高齢身体障害者、重度心身障害（児）者の心身の健康保持と生活の安定を図るため、医療費の自己負担分等に対し、助成を行う。

2 事業内容

(1) 福祉医療費補助金 4,070,581千円

- ①実施主体 市町村
- ②補助率 1/2
- ③内 訳

区分	受給者数(人)	所要額(千円)
乳幼児・小中高生	約94,000	1,120,265
ひとり親家庭の児童	約15,000	182,304
高齢身体障害者	約13,000	560,186
重度心身障害(児)者	約41,000	2,207,826
計	約163,000	4,070,581

(2) 福祉医療費支給事務費補助金 55,516千円

- ①実施主体 市町村
- ②補助率 1/2
- ③内 訳
 - ・審査支払手数料 52,583千円
 - ・更新等事務費 2,933千円

(3) 福祉医療基盤強化補助金 299,312千円

福祉医療の実施に伴い国から課される市町村国保の国庫負担金等減額措置相当額に対して補助する。

- ①補助対象 前年度の減額措置相当額
- ②補助率 1/2

(4) 保険医療機関指導費補助金 2,565千円

県医師会・県歯科医師会が保険医療機関に行う福祉医療制度の周知等に要する経費に対して補助する。

- ・補助額
 - (一社) 秋田県医師会 1,865千円
 - (一社) 秋田県歯科医師会 700千円

予算額 88,740,200千円 (分 21,728,385 国 22,009,249 財 12,350 人 5,386,604 諸 39,603,612)

1 事業目的

国保財政運営の主体として、国保事業費納付金制度の運用や保険給付費等交付金の交付、市町村への支援体制の整備等を行い、国保財政の安定化及び事業の効率化を図る。

2 事業内容

(1) 保険給付費等交付金 70,815,032千円

①保険給付費等交付金（普通交付金）67,078,573千円

市町村が負担する保険給付費を全額交付し、国保財政の安定化を図る。

②保険給付費等交付金（特別交付金）3,240,605千円

収納対策などの市町村国保事業の運営の安定化に資する事業の実施状況や、その他災害等個別の事情に応じて交付金を交付する。

③県版保険者努力支援制度交付金 495,854千円

「健康寿命日本一」の実現に向け、糖尿病等の重症化予防対策を推進するため、特定保健指導の実施率やメタボリックシンドローム該当者の減少率等を評価指標として設定し、積極的な取組を行っている市町村に対して交付金を交付する。

(2) 後期高齢者支援金等 16,605,209千円

後期高齢者医療や介護保険等への納付金を負担する。

(3) 子ども・子育て支援納付金 1,231,578千円

子ども・子育て支援制度への納付金を負担する。

(4) 国保ヘルスアップ事業 62,999千円

県内の市町村別、地域別の健康課題の現状分析等を行い、市町村の保健事業の運営に必要な支援に取り組むほか、デジタルツールを活用した糖尿病発症予防モデル事業及び重症化予防に係る研修等を実施する。

(5) その他 25,382千円

令和8年度分国民健康保険事業費納付金算定結果

保険者名	按分指数		令和8年度 事業費納付金 C	令和8年度 必要保険税総額 D	令和8年度 一人当り 国保税額 (理論値) E	令和7年度 一人当り 国保税額 (理論値) F	E/F	保険者名	按分指数		令和8年度 事業費納付金 C	令和8年度 必要保険税総額 D	令和8年度 一人当り 国保税額 (理論値) E	令和7年度 一人当り 国保税額 (理論値) F	E/F		
	医療費指数 A	所得指数 B							医療費指数 A	所得指数 B						G	G
1	秋田市	1.042	0.971	6,414,190,898	5,174,718,519	135,760	123,409	110.01%	14	小坂町	0.968	0.827	94,366,620	68,450,733	116,639	106,819	109.19%
2	能代市	1.002	1.002	1,159,931,716	922,956,107	133,228	115,589	115.26%	15	上小阿仁村	0.994	1.011	51,653,802	39,618,420	126,424	121,769	103.82%
3	横手市	0.903	0.997	1,926,861,996	1,505,894,666	127,737	110,330	115.78%	16	藤里町	0.956	1.025	76,356,337	58,697,784	130,291	124,597	104.57%
4	大館市	0.963	0.928	1,423,760,314	1,110,132,156	125,576	111,477	112.65%	17	三種町	1.065	1.216	436,074,899	325,403,014	142,882	117,628	121.47%
5	男鹿市	1.086	0.961	671,635,458	497,563,042	127,685	114,025	111.98%	18	八峰町	0.960	1.067	180,125,050	143,994,829	142,141	124,611	114.07%
6	湯沢市	0.898	0.838	974,976,037	760,413,021	118,695	103,066	115.16%	19	五城目町	1.122	0.860	203,600,398	162,261,769	136,472	124,647	109.49%
7	鹿角市	0.963	1.054	630,998,581	490,633,670	131,308	114,110	115.07%	20	八郎潟町	1.008	0.857	131,039,468	108,899,612	130,407	122,828	106.17%
8	由利本荘市	1.023	0.986	1,695,256,610	1,262,385,675	129,199	117,037	110.39%	21	井川町	1.153	0.956	106,471,366	82,905,348	136,511	116,445	117.23%
9	潟上市	1.005	0.874	685,035,933	531,630,079	125,299	105,863	118.36%	22	大潟村	0.901	4.481	445,412,376	319,931,178	275,266	254,209	108.28%
10	大仙市	0.975	1.034	1,783,104,306	1,504,545,548	142,071	122,152	116.31%	23	美郷町	0.972	1.061	467,453,051	402,869,231	144,552	121,029	119.44%
11	北秋田市	0.930	0.936	638,103,536	473,278,876	119,095	108,664	109.60%	24	羽後町	0.921	0.927	346,247,014	271,762,916	124,839	113,243	110.24%
12	にかほ市	0.936	1.152	607,694,416	485,290,900	137,773	124,142	110.98%	25	東成瀬村	0.767	1.170	50,218,605	36,876,892	125,976	108,413	116.20%
13	仙北市	0.978	0.880	527,818,132	414,497,516	126,087	106,189	118.74%		計	—	1.000	21,728,386,919	17,155,611,501	133,392	118,216	112.84%

予算額 90,933千円 (国 61,101 県 76 市 29,756)

1 事業目的

誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現に向け、「民・学・官・報」の一層の連携強化による、自殺予防活動を展開する。

2 実施主体 県、市町村、秋田大学、民間団体

3 事業内容

- (1) 地域自殺対策強化事業 63,159千円
- ① 電話相談支援事業 13,648千円
あきたいのちのケアセンターにおける相談支援
- ② 人材養成事業 565千円
心はればれゲートキーパー養成講座
委託先 秋田ふきのとう県民運動実行委員会
- ③ 普及啓発事業 1,242千円
・ふきのとうホットラインリーフレット等の作成
・地域振興局による関係機関ネットワーク会議や街頭キャンペーンの実施
- ④ 地域自殺対策強化事業費補助金 43,425千円
市町村及び民間団体による自殺予防活動に対する支援
- 補助対象 市町村 (25市町村)
民間団体 (11団体)
- 主な事業内容 対面・電話相談窓口の設置、サポーター養成研修、交流サロン活動等

⑤ 地域自殺対策推進センター運営事業

4,279千円
自殺対策連携推進員の配置による市町村等への支援
主な事業内容 自死遺族や自殺未遂者の相談支援、保健所や市町村の取組支援等

- (2) 心の健康づくり推進事業 156千円
県健康づくり審議会・心の健康づくり推進分科会の開催

- (3) 自殺予防県民運動推進事業 2,738千円
秋田ふきのとう県民運動実行委員会の事業活動に対する補助
対象経費 実行委員会の運営費及び研修会、県民運動大会、街頭キャンペーン (3回) 等

- (4) 自殺未遂者支援事業 704千円
自殺未遂者に対する地域の支援体制の構築に向けた関係者会議及び研修会の開催
対象者 医療関係者、消防、行政関係者等

- (5) 精神疾患に対する医療等の支援対策強化事業 751千円
自殺との関連が深い、うつ病等の精神疾患に関する相談員や医療関係者の対応力向上を図るための研修会の開催
委託先 県医師会

(6) SNS相談支援事業 17,256千円
 SNSによる相談を実施する民間団体に対する補助
 補助対象 NPO法人蜘蛛の糸

(7) ⑧教育・学術分野との連携事業 6,169千円
 「民・学・官・報」の連携を促進するため、
 秋田大学及び秋田大学発ベンチャーとして設立された法人が実施する自殺対策事業に要する経費に対する補助等

- ①自殺未遂による救急患者への対応訓練の実施
 (秋田大学へ委託) 454千円
- ②SOSの出し方教育の講師の養成 133千円
- ③SOSの出し方教育に関する講師養成プログラムの開発 (一般社団法人地域自殺対策戦略機構への補助) 2,806千円
- ④SOSを受ける教諭の実態調査とプログラムの開発 (一般社団法人地域自殺対策戦略機構への補助) 2,776千円

【参考】

令和7年の自殺者数 (警察統計：暫定値)

○令和7年の自殺者数

	人数 (人)	前年 (人)	増減 (人)	増減率 (%)
計	172	186	△ 14	△ 7.5
男	122	132	△ 10	△ 7.6
女	50	54	△ 4	△ 7.4

予算額 78,100千円 (国 10,375 円 67,725)

1 事業目的

安心して妊娠・出産ができる環境づくりに向け、総合的な支援を行う。

2 実施主体 県、市町村

3 事業内容

(1) 母体健康増進支援事業 4,595千円

①妊婦歯科健康診査事業 4,508千円

市町村が実施する妊婦歯科健康診査に要する経費の一部を助成

- ・対象回数 1回
- ・補助基準額 4,000円
- ・補助率 県1/2、市町村1/2

②HTLV-1(ヒトT細胞白血病ウイルス)母子感染普及啓発 87千円

- ・リーフレットを作成し、正しい知識の普及啓発を行う

(2) 幸せはこぶコウノトリ (不妊治療総合支援) 事業 39,165千円

①不妊治療に要する治療費の助成 36,152千円

i) 「特定不妊治療」の治療費のうち、公的医療保険適用後の自己負担額の一部を助成

- ・対象年齢 43歳未満 (男性は年齢制限なし)
- ・助成回数 初回40歳未満 1子毎に9回まで
初回40歳以上 1子毎に3回まで
- ・助成上限金額 1～6回 9万円/回
7～9回 30万円/回

ii) 特定不妊治療に併せて行われる保険適用外の先進医療に要する費用の一部を助成

- ・対象年齢 43歳未満 (男性は年齢制限なし)
- ・助成回数 1年度に1回まで
- ・助成上限額 10万円

iii) 先進医療とならない保険適用外の治療を含む治療にかかる費用の一部を助成

- ・対象年齢 43歳未満 (男性は年齢制限なし)
- ・助成回数 1年度に1回まで
- ・助成上限額 30万円

②不妊専門相談センターの運営等 3,013千円

- 不妊治療 (不育症) に関する情報の提供及び理解の促進を図るとともに、医師、看護師、助産師等による相談支援を実施
- ・委託先 秋田大学
- ・相談体制 電話、面接、メール

(3) 難聴児支援事業 919千円

難聴児補聴器購入費助成事業補助金

身体障害者手帳の交付対象とならない中軽度の聴覚障害児の補聴器購入及び修理に要する経費の一部を助成

- ・対象者 中軽度の難聴児
- ・補助率 県1/3、市町村1/3

(4) 女性の健康支援事業 7,574千円

①女性健康支援センター事業 6,885千円

女性健康支援センターにおいて、思春期から更年期に至る女性を対象とした身体的・精神的な悩みに関する相談支援を実施

- ・委託先 NPO法人ここはぐ
- ・相談体制 SNS、ウェブ、電話、面接、
受診同行等

②プレコンセプションケア推進事業 689千円
産婦人科医師、助産師、PTA、商工会等
によるネットワーク会議を開催し、今後の取
組について協議するほか、SNSを活用し周
知

(5) 妊娠・出産包括支援推進事業 645千円

①母子保健コーディネーター育成研修 550千円
市町村が設置するこども家庭センターの母
子保健事業において中心的な役割を果たす人
材の育成

- ・委託先 秋田県助産師会

②母子保健連絡調整会議 95千円
保健所や市町村との情報交換、事例検討及
び研修

(6) 不育症検査費用助成事業 205千円

先進医療における保険適用外の検査費用の
一部を助成

- ・対象者 不育症治療者
- ・助成上限額 6万円/回（回数制限なし）

(7) 産後ケア支援事業 17,065千円

出産後1年以内の母子に対する心身のケア
や育児サポートを行う産後ケア事業を実施す
る市町村への支援

- ・実施主体 市町村
- ・補助率 国1/2、県1/4、市町村1/4

(8) 遠方の分娩取扱施設等への交通費等支援事業

7,932千円

遠方の産科医療機関等での妊婦健診・出産
に加え、新たに産婦健診・産後ケア・乳幼児
健診・不妊治療に対し交通費等を助成する市
町村を支援（国庫補助事業）

出産への支援について、交通費支援の国庫
補助事業における概ね60分以上の移動時間
要件を概ね30分以上に、また最寄りの医療
機関を対象とする要件を原則二次医療圏内
で本人が希望する医療機関へ県単独で緩和す
るほか、宿泊費について同行者1名分を県単
独で追加支援（県単独事業）

	国庫補助	県単独
実施主体	市町村	
補助率	国1/2、県1/4、市町村1/4	県1/2、市町村1/2
対象	妊婦健診、出産、 産婦健診、産後ケア、 乳幼児健診、不妊治療	出産
要件	最寄りの産科医療機関等ま で概ね60分以上の移動時間 を要する妊産婦等	交通費について、二次医 療圏内で本人が希望する 医療機関等まで概ね30分 以上の移動時間を要する 妊婦（宿泊費は国と同一）
内容	交通費：往復の移動に要し た費用の8割 宿泊費（出産のみ）：入院前 に近隣宿泊施設に宿泊した 費用から1泊あたり2千円 を控除した額（上限14泊）	宿泊費について、同行者 1名分を追加支援（交通 費は国と同一）

予算額 1,808,308千円 (国 887,233 諸 77 〇 920,998)

1 事業目的

指定難病等患者の療養に係る費用負担を軽減するため、医療費、訪問看護費、はり、きゅう及びマッサージ施術費を助成する。

2 実施主体 県

3 事業内容

(1) 特定医療費(指定難病)助成事業 1,684,389千円

- ・対象疾病 指定難病(R7.4.1現在348疾病)
- ・対象経費 診療・入院費、薬剤費等
- ・補助率 国1/2、県1/2

(2) 特定疾患治療研究事業 454千円

特定疾患に関する医療を確率・普及するとともに医療費を助成し患者の負担を軽減する。

- ・対象疾病 スモン、難治性肝炎のうち劇症肝炎、重症急性膵炎、プリオン病の一部
- ・対象経費 診療・入院費、薬剤費等
- ・補助率 国1/2、県1/2

(3) 在宅人工呼吸器使用患者支援事業 1,441千円

人工呼吸器を使用している指定難病患者等に対して、診療報酬で請求できる回数を超えて訪問看護を実施する費用を負担し、在宅において適切な医療を確保する。

- ・対象者 (1)、(2)の患者のうち在宅人工呼吸器使用患者
- ・委託先 訪問看護事業者

(4) スモンに対するはり、きゅう及びマッサージ治療研究事業 728千円

スモン患者に対するはり、きゅう及びマッサージ治療に関する研究を行う。

- ・対象経費 はり、きゅう及びマッサージ施術料
- ・補助率 国10/10

(5) 先天性血液凝固因子障害等治療研究事業 3,073千円

患者の医療負担の軽減により、精神的・身体的不安を解消する。

- ・対象疾病 血友病(A・B)、フォンビルブラント病等
- ・対象経費 診療・入院費、薬剤費等
- ・補助率 国1/2、県1/2

(6) 小児慢性特定疾病医療費助成事業 108,052千円

- ・対象疾病 小児慢性特定疾病(R7.4.1現在801疾病)
- ・対象経費 診療・入院費、薬剤費等
- ・補助率 国1/2、県1/2

(7) ⑧マイナンバーカードを活用した医療費助成の効率化に係るシステム改修事業

10,171千円

指定難病並びに小児慢性特定疾病に係る医療費助成の受給者情報を医療機関や患者等がオンラインで取り扱えるようにし、患者等の受給者証持参の手間や紛失リスクを解消するとともに、医療機関においては資格確認事務の負担軽減、自治体においては受給者証の再発行や患者等への医療費償還払いの事務負担軽減を図る。

- ・委託先 富士通Japan株式会社
- ・補助率 国1/2
- ・委託内容 マイナンバーにより医療機関や患者等が受給者情報を確認できるよう国の情報連携基盤（PMH）への情報登録を可能にするため、県の指定難病等情報管理システムの改修を行う。

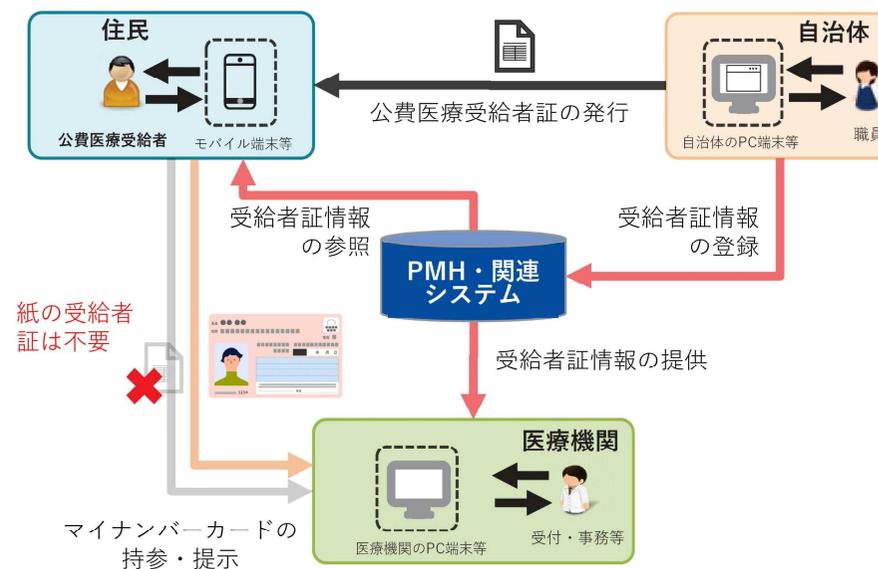
●PMH（Public Medical Hub）

厚生労働省が推進する医療DXの取り組みにおいて構築された医療情報連携基盤。

自治体、医療機関・薬局などの間で、医療費助成、予防接種、母子保健などの情報を安全に共有・連携するための情報連携システム。

マイナンバーカードを活用し、これらの情報をデジタル化することで、患者や医療従事者の利便性向上、事務効率化、医療費の適正化などが期待されている。

●PMH導入後の医療費助成業務全体像



予算額 278,301千円 (国 117,861 - 160,440)

1 事業目的

県民が等しく周産期医療の提供を受けられ、安心して出産できる環境を整備するため、周産期母子医療センター等への支援を行う。

2 事業内容

(1) 総合周産期母子医療センター運営費補助事業

152,597千円

県民に高度な周産期医療を提供するため、総合周産期母子医療センターの運営に対し助成する。

- ・補助対象 秋田赤十字病院
- ・補助率 10/10 (国 1/3、県 2/3)

(2) 総合周産期母子医療センター設備整備事業

25,348千円

県民に高度な周産期医療を提供するため、総合周産期母子医療センターの設備整備に対し助成する。

- ・補助対象 秋田赤十字病院
- ・補助率 2/3 (国 1/2、県 1/2)

(3) 地域周産期母子医療センター運営費補助事業

76,469千円

県民に高度な周産期医療を提供するため、地域周産期母子医療センターの運営に対し助成する。

- ・補助対象 ①大館市立総合病院
②平鹿総合病院
③秋田大学医学部附属病院
- ・補助率 ①② 2/3 (国 1/2、県 1/2)
③ 1/3 (国 10/10)

(4) 産科医療機関確保事業

22,810千円

分娩取扱施設の確保を図るため、分娩取扱施設が少ない地域の産科病院に対し助成する。

- ・補助対象 市立角館総合病院
- ・補助率 10/10 (国 1/2、県 1/2)

(5) 周産期医療調査・研修事業

756千円

本県の周産期死亡の改善を図るため、周産期死亡の実態調査を行うとともに、医療従事者の知識・技能の維持・向上を図る研修を実施する。

- ・委託先 秋田県周産期・新生児医療研究会
(事務局：秋田大学医学部)

(6) 助産師活用推進事業

321千円

医師から助産師等へのタスクシフト/シェアを推進するため、院内助産・助産師外来の普及を目的としたセミナー等を開催する。

- ・委託先 秋田県看護協会

予算額 87,787千円 (国 6,117 県 67,506 市 14,164) [地域医療介護総合確保基金]

1 事業目的

人口減少社会においても持続可能な医療提供体制の構築を推進するため、新たな地域医療構想の策定のほか、本県の主要な死亡原因である循環器病に対応する専門人材の育成等を行う。

2 事業内容

(1) ①新たな地域医療構想策定事業 58,504千円

関係者による調整会議を開催するほか、実効性のある構想を策定するために必要なデータ分析等の業務を委託する。

①地域医療構想調整会議の開催 8,504千円

- ・ 構 成 員 医療・保健・福祉関係者、
病院代表者、市町村、
医療保険者 等
- ・ 開催回数 新構想区域 3カ所×3回
現構想区域 8カ所×3回

②新たな地域医療構想策定支援業務委託 50,000千円

- ・ 委 託 先 企画提案競技により決定
- ・ 委 託 内 容 構想区域別に将来の方向性を検討する上で必要となるデータの収集、分析、評価 等

※スケジュール

- 令和8年5月 受託者決定・契約締結
- 6月～ データ収集、分析、評価
- 7月～ 調整会議での協議、追加分析 等
- ～令和9年3月 協議結果のとりまとめ

(2) ②循環器病予防人材育成事業 17,047千円

循環器病の早期予防や療養、再発防止に重要な役割を果たす医師等の人材の育成を強化する。

- ・ 委 託 先 秋田大学
- ・ 委 託 内 容 医療従事者への指導、効率的な人材育成の仕組みの構築 等

(3) ③脳卒中・心臓病等総合支援事業 10,890千円

患者や家族を包括的に支援するため、相談窓口の運営や多職種連携による総合的な取組を委託する。

- ・ 委 託 先 秋田大学（脳卒中・心臓病等総合支援センター本部事務局）
- ・ 委 託 内 容 相談窓口業務、県民向け啓発業務、多職種連携の推進 等

(4) ④循環器病対策推進事業 1,346千円

循環器病の医療提供体制について協議する協議会を開催する。

- ・ 構 成 員 医療・保健・福祉関係者、
医療保険者 等
- ・ 開催回数 協議会3回
部会（脳卒中、心疾患）各3回

新たな地域医療構想の概要

現行の地域医療構想

病床機能の適正化

- 医療需要を踏まえ、病床機能(高度急性期・急性期・回復期・慢性期)ごとに必要な病床数を定め、地域医療構想調整会議での協議や、地域医療介護総合確保基金による支援を通じ、病床機能の適正化を推進。※2016(H28)年策定

参考:機能別病床数の推移(秋田県)

	2025年 必要数	2016年	2024年	2024時点 実績/必要数
合計	9,143	11,451	10,205	111.6%
高度急性期	902	698	634	70.3%
急性期	3,255	6,270	5,220	160.4%
回復期	2,544	1,301	1,734	68.2%
慢性期	2,442	2,813	2,179	89.2%
休棟等	—	369	438	—

新たな地域医療構想(～2040年頃)

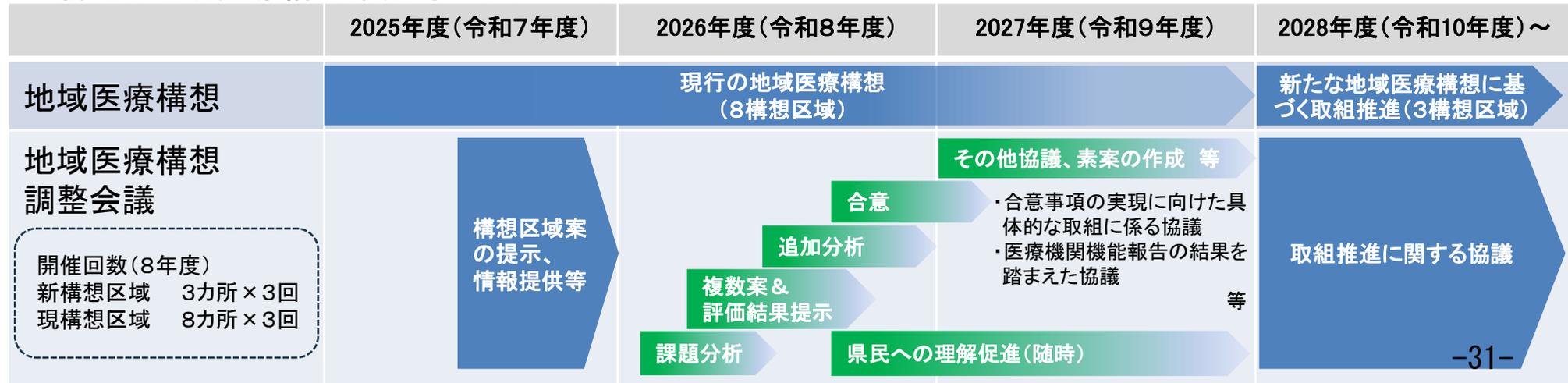
入院医療だけでなく、外来・在宅医療、介護との連携等を含む、医療提供体制全体の課題解決を図るための地域医療構想へ

- 限られた医療資源で、増加する高齢者救急・在宅医療需要等に対応するため、病床機能だけでなく、医療機関の果たすべき機能(高齢者救急の受入、在宅医療の提供、救急・急性期の医療提供等)の役割分担を明確化し、医療機関の連携・再編・集約化を推進。

構想策定における進め方(案)

- 新たな構想は、見直し後の二次医療圏を基盤とする県北、県央、県南の3構想区域ごとに策定。
- 外部専門家による医療需要や人材確保等の多角的な分析を踏まえ、県が医療機関の配置や機能について、「現状維持」から「再編・統合」まで複数の将来案を構想区域ごとに提示。
- 協議と分析結果の提示を繰り返しながら合意形成を図り、実効性のある構想を決定。

■ 新たな地域医療構想策定等スケジュール



予算額 607,145千円 (国171,855 県24,815 市176,896 市233,579) [地域医療介護総合確保基金]

1 事業目的

救急医療体制の円滑な運営を図るため、地域の中核的な医療機関に対する助成や県民への情報提供等を行う。

2 事業内容

(1) ドクターヘリ運航事業 345,546千円

ドクターヘリの運航や設備整備に要する経費に対し助成する。

- ・補助先 秋田赤十字病院
- ・補助率 10/10 (国1/2、県1/2 (設備整備は県10/10))

(2) 救急医療体制確保事業 233,304千円

救急医療機関の運営費に対し助成する。

- ・補助先 県内の中核的な救急告示病院
- ・補助率 1/2 (県10/10)

(3) 救急医療対策費補助事業 390千円

地域の医療従事者や県民を対象とした救急医療に関する研修及び講習会に対し助成する。

- ・補助先 (一社) 秋田県医師会
- ・補助率 定額

(4) 病診連携支援事業 2,048千円

地域の診療所医師が救急告示病院で行う夜間・休日の救急診療での応援に係る経費に対し助成する。

- ・補助先 救急告示病院
- ・補助率 1/2 (県10/10)

(5) 小児救急電話相談事業 21,159千円

子育て中の保護者の不安を軽減するため、子どものけが・急病時の対応方法に係るコールセンターを運営する。

(6) 小児救急医療啓発事業 70千円

保護者を対象として、子どもが急病の際の対応方法の普及啓発を行う。

(7) 救急医療電話相談事業 4,628千円

県民への安心・安全の提供及び救急医療機関の受診適正化のため、救急医療電話相談(＃7119)を運営する。

- ・運営方式 民間事業者への委託
- ・運営時間 平日19時から翌8時まで
土日祝日は24時間
- ・開始時期 令和8年10月予定

(8) 三次救急医療提供体制整備事業【債務負担行為】

(債務負担行為限度額 175,780千円(県175,780))
三次救急医療機関にHCU(高度治療室)を設置することにより、さらなる重症患者の受入を可能とする体制整備を行う。

- ・補助先 秋田大学医学部附属病院
- ・対象経費 HCU8床の整備に係る建築工事、電気設備工事、機械設備工事
- ・補助率 2/3 (県10/10)
- ・事業期間 令和8年度から令和9年度まで

予算額 408,983千円 (国 907 入 208,036 〇 200,040) [地域医療介護総合確保基金]

1 事業目的

医師の増加と地域偏在の是正に向け、秋田大学と地域の病院等を循環しながら研鑽を積みキャリア形成ができる体制を構築することにより、医師の県内定着を図る。

2 事業内容

(1) 地域医療従事者医師修学資金等貸与事業

299,778千円

県内の公的医療機関等に医師として勤務しようとする医学生に対し、修学資金を貸与する。

- ①貸与者数 秋田大学医学部地域枠学生
173人(新規29人、継続144人)
- ②貸与月額 自宅通学者 100千円
自宅外通学者 150千円
- ③義務年限 9年間(うち4年間は秋田市外等の医療機関)

令和7年度 修学資金貸与の状況 (R8年1月現在)

	医 学 生										計
	県内 地域枠	全国 地域枠	一般枠	市町村 振興枠	ふるさと 元気枠	岩手医 科大枠	東北医 薬大枠	東北 地域枠	大学院生	研修医	
貸与期間中	157	16		0	0	9	21	2	0	0	205
新規	29					2	5	2			38
継続	128	16		0	0	7	16				167
返還猶予中	15	3		5	1	0	0		0	0	24
義務履行中	163	32		23	19	0	0		3	0	240
臨床研修	36	10		8	2						56
勤務	127	22		15	17				3		184
(うち知事指定)	(51)	(6)		(7)	(7)				(3)		(74)
義務終了	22	3	37	11	11	0	0		25	17	126
返 還	14	8	5	10	9	0	0		1	2	49
計	371	62	42	49	40	9	21	2	29	19	644

(2) あきた医師総合支援センター運営事業

89,274千円

修学資金貸与医師等の若手医師に対するキャリア形成の支援等を行う。

- ①運営体制 県と秋田大学が共同で運営
- ②事業内容

【大学】

- ・修学資金貸与者のキャリアプラン作成支援
- ・最新の知識や技術に関する研修等の実施
- ・県外から県内の専門研修への誘導
- ・若手医師を指導する医師の派遣
- ・男女共同参画の推進
- ・各種相談対応、広報活動 等

【県】

- ・ドクターバンクによる医師の紹介
- ・修学資金貸与医師の配置調整 等

※ドクターバンク(秋田県医師無料職業紹介所)
県内の病院、診療所等での勤務を希望する医師に対し就職先の斡旋、紹介等を行う。

(3) 地域偏在改善に向けた地域医療実習支援事業
12,800千円

地域医療に従事することの意義を理解し、医師少数区域等で積極的に勤務する意欲を持った医師を養成するため、秋田大学医学生の実習を受け入れる医療機関に対し、実習受入経費の一部を助成する。

- ①補助対象 医師少数区域等の実習受入医療機関（20医療機関）
- ②対象経費 医療機関が負担する受入経費
- ③積算 月額80千円×160月
※月数は過年度実績に基づく
- ④補助率 10/10

(4) 総合的な診療能力を持つ医師養成支援事業
3,521千円

秋田大学に設置された「総合診療医センター」と連携して、将来、本県での従事が見込まれる東北医科薬科大学や自治医科大学、岩手医科大学等の医学生に対して、総合的な診療能力を持つ医師の養成に係る卒前教育等を行う。

- ①事業内容
 - ・ 県外医学生を対象とした地域医療実習の実施
 - ・ 秋田大学医学生と県外医学生合同のシンポジウム等の開催

(5) 専門医認定支援事業 907千円

医師少数県である本県の研修医療機関において、専門研修を促進するため、地域医療に配慮した専門研修プログラムの策定に要する経費を助成する。

- ①補助対象 秋田大学
- ②対象経費 プログラム策定に要する経費
- ②補助率 1/2（国10/10）

(6) デジタル技術を活用した総合診療医等育成支援事業 2,703千円

高齢化が進む地域において必要とされる総合診療医の育成やチーム医療の向上を図るため、医療MaaS(※)を活用した医学生・研修医の研修及び多職種連携を推進するための研修等を支援する。

- ①補助対象 秋田大学
- ②対象経費 研修等に要する経費
- ③補助率 10/10

※医療MaaS (Mobility as a Service)
医療機能を搭載し、病院との間をオンラインでつなげられる車両

予算額 126,938千円 (⊕ 58,164 ⊖ 68,774) [地域医療介護総合確保基金]

1 事業目的

東北医科薬科大学の学生らへの修学資金貸与や本県の医療と縁の深い岩手医科大学、弘前大学への寄附講座設置などを通じて、医師不足、地域偏在の解消や地域医療の充実を図る。

2 事業内容

(1) 県外医学生地域医療従事者医師修学資金貸与事業 88,938千円

岩手医科大学、東北医科薬科大学及び秋田大学東北地域枠の医学生に対し、修学資金を貸与する。

※秋田大学東北地域枠入学者のうち2名への貸与枠を新たに設定

区 分	貸与月額	新規	継続
岩手医科大学秋田県地域枠	300千円	1人	9人
東北医科薬科大学枠	100・150千円	7人	17人
秋田大学東北地域枠	100・150千円	2人	2人
合 計		10人	28人

①貸与年数 6年

②義務年限 9年（うち4年間は、原則秋田市外で勤務）

(2) 鹿角地域医療多職種連携推進学講座設置事業 18,000千円

岩手医科大学医学部に鹿角地域の医療連携に関する寄附講座を設置する。

・設置期間 令和7～11年度（5年間）

・令和8年度 寄附金総額 27,000千円
 県 18,000千円
 鹿角市・小坂町 9,000千円

- ・研究テーマ
 - ・かづの厚生病院に対する医師派遣システムの構築
 - ・鹿角地域における多職種連携のための教育
 - ・医師・看護師等の医療職を志す中高生等に対する医学教育の周知等

・教 員 2人（医師）

(3) 大館・北秋田地域医療推進学講座設置支援事業 20,000千円

弘前大学医学部に寄附講座を設置する大館市に対し助成する。

①補助対象 大館市

②対象経費 弘前大学への寄附講座設置経費

③補助率 2/3（上限20,000千円）

【参考】寄附講座の概要

・設置期間 令和5～9年度（5年間）

・令和8年度 40,000千円
 市単独：20,000千円
 県補助：20,000千円

- ・研究テーマ
 - ・大学と地域の病院との循環による地域医療を担う人材の育成
 - ・大館市立総合病院における医学部学生の臨床研修の充実等

・教 員 3人（医師）

予算額 41,309千円 (⊕ 32,931 ㊦ 603 ⊖ 7,775) [地域医療介護総合確保基金]

1 事業目的

看護職員の更なる充足が求められていることから、看護職員確保に向けた総合的な対策事業を実施する。

2 事業内容

- (1) ナースセンター事業運営委託費 20,763千円
看護職員の就業促進のため、無料職業紹介、就業に関する相談指導、PR事業等を実施するナースセンターを運営する。
・委託先 秋田県看護協会
- (2) 看護職員再就業促進事業 1,456千円
看護職員の再就業を促進するため、潜在看護職員を対象に講義や実技演習の研修を実施する。
・委託先 秋田県看護協会
- (3) 新人看護職員研修事業 7,229千円
新人看護職員が基本的な臨床能力を獲得できるよう、国のガイドラインに沿った研修を実施する病院に対し助成する。
・補助先 研修を実施する病院
・補助率 1 / 3

(4) 専門看護師等養成支援事業 5,250千円

看護の質の向上等に資する専門・認定看護師及び特定行為研修修了者等を養成するため、看護師を教育機関に派遣する施設等に対し助成する。

- ・対象 専門看護師・認定看護師・特定行為研修・認定看護管理者研修を受講する者
- ・補助先 教育機関に看護師を派遣する施設等
- ・補助率 1 / 2

(5) 看護職員資質向上等研修事業 6,343千円

知識・技術やコミュニケーション能力等に長け、看護ニーズに的確に応える看護職員を育成するため、看護職員の資質向上のための研修を実施する。

(6) 看護職員需給推計策定事業 268千円

令和5年度策定の「看護職員需給推計」について、見直しを行う。

<p>新</p>	<p>第二條 略 (定数) 2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成十八年政令第十号)第五十八條第一項に規定する合議体を構成する委員の定数は、七人以内とする。</p>
<p>旧</p>	<p>第二條 略 (定数) 2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成十八年政令第十号)第四十八條第一項に規定する合議体を構成する委員の定数は、七人以内とする。</p>

【議案第82号関係】

秋田県障害者介護給付費等不服審査会条例の一部を
改正する条例案の概要について

障害福祉課

1 改正理由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令及び児童福祉法施行令の一部を改正する政令(令和7年政令第387号)による障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年政令第10号)の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行う必要がある。

2 改正内容

引用している障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令の条項を改めることとする。
(第2条関係)

3 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとする。

秋田県社会福祉事業団への県有財産の無償貸付について

長寿社会課
障害福祉課

- 1 目的
行財政改革の一環として、県有財産について、県の役割を見直し、自立した運営形態への転換を進める。
- 2 経緯
平成28年度以降、南部老人福祉総合エリア内の軽費老人ホーム及び心身障害者コロニーの2施設は、施設の運営方法等について、事業団と協議を継続しながら、5年間の無償貸付を行っている。

3 無償貸付財産

施設名	所在地	貸付する財産		貸付期間
南部老人福祉総合エリア軽費老人ホーム	横手市	建物	2,470.39㎡	R8.4.1～ R13.3.31
心身障害者コロニー	由利本荘市	土地	1,133,761.50㎡	R8.4.1～ R13.3.31
		建物	34,469.75㎡	
		立木	3,189本	
		工作物	一式	

- 4 今後の方針
貸付期間を5年間とし、令和13年度以降については、それぞれの施設の貸付継続について検討する。

【議案第83号関係】	
秋田県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例案の概要について	
国保医療室	
<p>1 改正理由</p> <p>高齢者の医療の確保に関する法律施行令及び前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令（令和8年政令第4号）による前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成19年政令第325号）の一部改正により、後期高齢者医療広域連合から徴収する財政安定化基金拠出金の額の算定に用いる割合を定める必要がある。</p>	
<p>2 改正内容</p> <p>(1) 後期高齢者医療広域連合から徴収する財政安定化基金拠出金の額の算定に用いる割合のうち、子ども・子育て支援納付金財政安定化基金拠出率を標準として定める割合を零とすることとする。（第5条関係）</p> <p>(2) その他所要の規定の整理を行うこととする。</p>	
<p>3 施行期日</p> <p>この条例は、令和8年4月1日から施行することとする。</p>	

新	旧
<p>2 (拠出率) 第五條 前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成十九年政令第三百二十五号。次項において「政令」という。）第十九条第一項に規定する基礎財政安定化基金拠出率を標準として条例で定める割合は、零とする。 2 政令第十九条第一項に規定する子ども・子育て支援納付金財政安定化基金拠出率を標準として条例で定める割合は、零とする。</p>	<p>(拠出率) 第五條 前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成十九年政令第三百二十五号）第十九条第一項の 条例で定める割合は、零とする。</p>

秋田県国民健康保険条例の一部を改正する
条例案の概要について

国保医療室

1 改正理由

国民健康保険法施行令及び国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部を改正する政令（令和 8 年政令第 2 号）による国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和 3 4 年政令第 4 1 号）の一部改正により、子ども・子育て支援納付金納付金基礎額の算定に係る基準等を定める必要がある。

2 改正内容

- (1) 国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（以下「算定政令」という。）第 1 1 条の 2 第 1 項第 2 号イ(1)の子ども・子育て支援納付金納付金所得係数を定めるに当たり条例で定める基準は、当該年度における本県に係る被保険者一人当たりの所得額の見込額として厚生労働省令で定めるところにより算定される額を、当該年度における全ての都道府県に係る被保険者一人当たりの所得額の見込額として厚生労働大臣が定める額で除して得た数とすることとする。
（第 1 9 条関係）
- (2) 算定政令第 1 1 条の 2 第 1 項第 2 号イ(2)の子ども・子育て支援納付金納付金所得等割合として条例で定める数は、当該年度における当該市町村に係る被保険者一人当たりの所得額の見込額として厚生労働省令で定めるところにより算定される額に当該年度における当該市町村に係る被保険者の見込数として厚生労働省令で定めるところにより算定される数を乗じて得た額を、当該年度における本県に係る被保険者一人当たりの所得額の見込額として厚生労働省令で定めるところにより算定される額に当該年度における本県に係る被保険者の見込数として厚生労働省令で定めるところにより算定される数を乗じて得た額で除して得た数とすることとする。（第 2 0 条関係）
- (3) 算定政令第 1 1 条の 2 第 1 項第 2 号ロの子ども・子育て支援納付金納付金被保険者数等割合として条例で定める数は、当該年度における当該市町村に係る 1 8 歳以上被保険者（国民健康保険法施行令（昭和 3 3 年政令第 3 6 2 号）第 2 9 条の 7 第 5 項第 3 号に規定する 1 8 歳以上被保険者をいう。）の見込数として厚生労働省令で定めるところにより算定される数を当該年度における本県に

係る 1 8 歳以上被保険者の見込数として厚生労働省令で定めるところにより算定される数で除して得た数とすることとする。（第 2 1 条関係）

- (4) その他所要の規定の整理を行うこととする。

3 施行期日等

- (1) この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行することとする。ただし、(2)は、公布の日から施行することとする。
- (2) この条例の施行に関し所要の経過措置を規定することとする。

新

(国民健康保険事業費納付金)
 第七条 県は、法第七十五条の七第一項の国民健康保険事業費納付金の徴収に当たっては、算定政令、省令及び次条から第二十一条までに定めるところにより同項の国民健康保険事業費納付金の額を算定し、当該額をあらかじめ市町村に通知するものとする。

(子ども・子育て支援納付金納付金所得係数)
 第十九条 算定政令第十一条の二第二号イ(1)の子ども・子育て支援納付金納付金所得係数は、第一号に掲げる額を第二号に掲げる額で除して得た数を基準として知事が定める数とする。
 一 算定政令第十一条の二第三項第一号に掲げる額
 二 算定政令第十一条の二第三項第二号に掲げる額

(子ども・子育て支援納付金納付金所得等割合)
 第二十条 算定政令第十一条の二第二号イ(2)の子ども・子育て支援納付金納付金被保険者数等割合は、同条第四項第一号に掲げる数とする。

(子ども・子育て支援納付金納付金被保険者数等割合)
 第二十一条 算定政令第十一条の二第二号ロの子ども・子育て支援納付金納付金被保険者数等割合は、同条第五項第一号に掲げる数とする。

旧

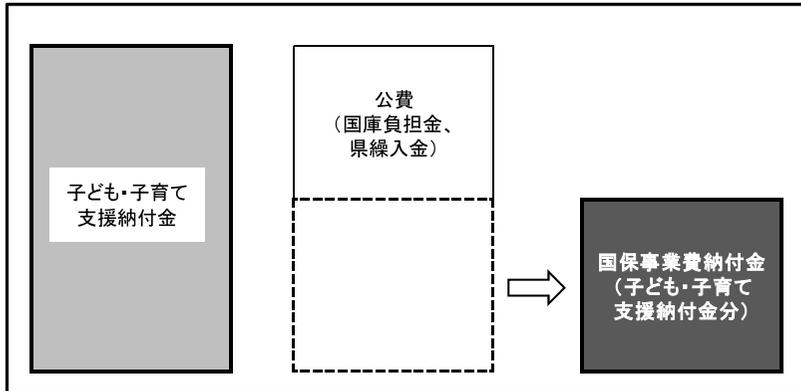
(国民健康保険事業費納付金)
 第七条 県は、法第七十五条の七第一項の国民健康保険事業費納付金の徴収に当たっては、算定政令、省令及び次条から第十八条までに定めるところにより同項の国民健康保険事業費納付金の額を算定し、当該額をあらかじめ市町村に通知するものとする。

<参考>

国保事業費納付金(子ども・子育て支援納付金分)の算定イメージ

①事業費納付金として集めるべき総額の算定

国から示された「子ども・子育て支援納付金」の総額から、国庫負担金や県繰入金等の「公費」を差し引いて、市町村が納める「国保事業費納付金(子ども・子育て支援納付金分)」の総額を算出します。



②被保険者数及び所得水準による市町村按分

①により算定した総額を、「人数」と「所得」に応じて各市町村へ割り振ります。

- ・応益分(人数割)：各市町村の被保険者数に応じて算出
- ・応能分(所得割)：各市町村の所得水準に応じて算出
- ※按分比率：「応益分」と「応能分」の比率は、1:0.8
 応能分の値は、全国平均を1とした場合の秋田県の相対比(所得係数)
- ※所得水準：県平均を1とした「所得指数(1人当たり過去3年平均所得)」

各市町村への按分方法(イメージ)

市町村	被保険者数	納付金	所得指数	応益分	応能分
甲市	100	180	1.0	$100 \times 1.0 = 100$	$100 \times 1.0 \times 0.8 = 80$
乙町	150	294	1.2	$150 \times 1.0 = 150$	$150 \times 1.2 \times 0.8 = 144$
丙村	50	82	0.8	$50 \times 1.0 = 50$	$50 \times 0.8 \times 0.8 = 32$

【議案第 8 5 号関係】

秋田県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料徴収条例の一部を改正する条例案の概要について

医務薬事課

1 改正理由

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 3 7 号）による医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 3 5 年法律第 1 4 5 号）の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行う必要がある。

2 改正内容

引用している医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の条項を改めることとする。

3 施行期日

この条例は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の一部を改正する法律附則第 1 条第 2 号に掲げる規定の施行の日（令和 8 年 5 月 1 日）から施行することとする。

別表（第二条関係）		区分	手数料の額 （一件につき）	新
三十一略	三十二略			
三十一略	三十二略	三十二 令第八十条第二項の規定により知事が行うこととされている法第十四条第六項（同条第十三項後段において準用する場合を含む。）の規定による調査（同条第一項又は第十三項前段の規定による承認を受けようとする者が受けるものに限る。）又は法第八十条第一項の規定による調査（製造をしようとする者が受けるものに限る。）の申請	略	
三十三略	三十四略	三十三 令第八十条第二項の規定により知事が行うこととされている法第十四条第六項の規定による調査（同条第一項の規定による承認を受けた者が受けるものに限る。）又は法第八十条第一項の規定による調査（製造を開始した者が受けるものに限る。）の申請	略	
三十五略	三十六略	三十四 令第八十条第一項又は第二項の規定により知事が行うこととされている法第十四条第十三項前段の規定による承認事項の一部変更の承認の申請	略	
三十一略	三十二略	三十二 令第八十条第二項の規定により知事が行うこととされている法第十四条第七項（同条第十五項後段において準用する場合を含む。）の規定による調査（同条第一項又は第十五項前段の規定による承認を受けようとする者が受けるものに限る。）又は法第八十条第一項の規定による調査（製造をしようとする者が受けるものに限る。）の申請	略	
三十三略	三十四略	三十三 令第八十条第二項の規定により知事が行うこととされている法第十四条第七項の規定による調査（同条第一項の規定による承認を受けた者が受けるものに限る。）又は法第八十条第一項の規定による調査（製造を開始した者が受けるものに限る。）の申請	略	
三十五略	三十六略	三十四 令第八十条第一項又は第二項の規定により知事が行うこととされている法第十四条第十五項前段の規定による承認事項の一部変更の承認の申請	略	
別表（第二条関係）		区分	手数料の額 （一件につき）	旧
三十一略	三十二略			
三十一略	三十二略	三十二 令第八十条第二項の規定により知事が行うこととされている法第十四条第七項（同条第十五項後段において準用する場合を含む。）の規定による調査（同条第一項又は第十五項前段の規定による承認を受けようとする者が受けるものに限る。）又は法第八十条第一項の規定による調査（製造をしようとする者が受けるものに限る。）の申請	略	
三十三略	三十四略	三十三 令第八十条第二項の規定により知事が行うこととされている法第十四条第七項の規定による調査（同条第一項の規定による承認を受けた者が受けるものに限る。）又は法第八十条第一項の規定による調査（製造を開始した者が受けるものに限る。）の申請	略	
三十五略	三十六略	三十四 令第八十条第一項又は第二項の規定により知事が行うこととされている法第十四条第十五項前段の規定による承認事項の一部変更の承認の申請	略	